

パブリックコメント閲覧用

第2期

小千谷市子ども・子育て支援事業計画 (案)

小 千 谷 市

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	15
(1) 本市の就業率の推移.....	15
(2) 母親の就労状況.....	16
(3) 育児休業制度の利用状況.....	20
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	21
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望.....	21
(2) 定期的な教育・保育事業の未利用理由と利用を希望する子どもの年齢.....	22
5 調査結果からみた課題等.....	23
6 現行施策・事業の実施状況について.....	27
7 施策の実施状況に関する現状と課題.....	30

第3章 計画の基本理念と基本目標等	35
1 計画の基本理念.....	35
2 施策の体系図.....	35
第4章 子ども・子育て支援の施策展開	41
基本施策1 妊娠・出産期における支援の充実.....	42
基本施策2 乳幼児期における支援の充実.....	44
基本施策3 学童期における支援の充実.....	51
基本施策4 子育て支援の充実.....	57
基本施策5 教育・保育、地域子育て支援事業の充実.....	61
1 教育・保育事業等の提供区域.....	61
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	62
(1) 推計の手順.....	62
(2) 子ども人口の推計.....	63
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	64
(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み.....	65
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み.....	67
3 幼児教育・保育の量の見込み及び確保の状況.....	69
(1) 施設型事業.....	69
(2) 地域型保育事業.....	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況.....	73
(1) 相談支援事業.....	73
(2) 訪問型事業.....	75
(3) 通所型事業.....	76
(4) その他事業.....	78
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	81
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	81
第5章 計画の推進体制	85
1 計画の推進体制.....	85
2 計画の公表及び周知.....	85
3 計画の評価と進行管理.....	85

資 料 編.....	89
1 小千谷市 子ども・子育て支援会議.....	89
(1) 設置要綱.....	89
(2) 委員名簿.....	89
(3) 会議の開催日と審議内容.....	89
2 幼児教育・保育の無償化について.....	90
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	90
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨.....	90
(3) 無償化の対象者・対象範囲等.....	91



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成21年度	「次世代育成支援地域行動計画後期計画」策定し、「こどもの笑顔 かがやくまち おぢや」を目指して、子どもの健全育成及び子育て環境の整備等事業を展開
平成24年8月	子ども・子育て関連3法制定 ⇒「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とし、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築することとなる（子ども・子育て支援新制度）
平成27年3月	平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「親子の笑顔 かがやくまち おぢや」を基本理念とし、平成27年度からの5か年計画で「小千谷市子ども・子育て支援事業計画（以降「第1期計画」）を策定
平成29年6月	少子化の進行や子どもの貧困問題の表面化により、国が「子育て安心プラン」を公表 ⇒幼児教育・保育の重要性に鑑み、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育て家庭の経済的負担の軽減を始め、総合的な少子化対策を推進していくこととなる
平成31年1月	小千谷市の子育て世帯を対象に、子育て支援ニーズ調査を実施
令和2年3月	第1期計画での課題や子育て支援ニーズ調査結果等を踏まえながら、「第2期小千谷市子ども・子育て支援事業計画（以降「本計画」）を策定

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を実施できるよう、次世代育成支援推進法に関連する施策を継承しながら、市内に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。

2 計画の位置づけ

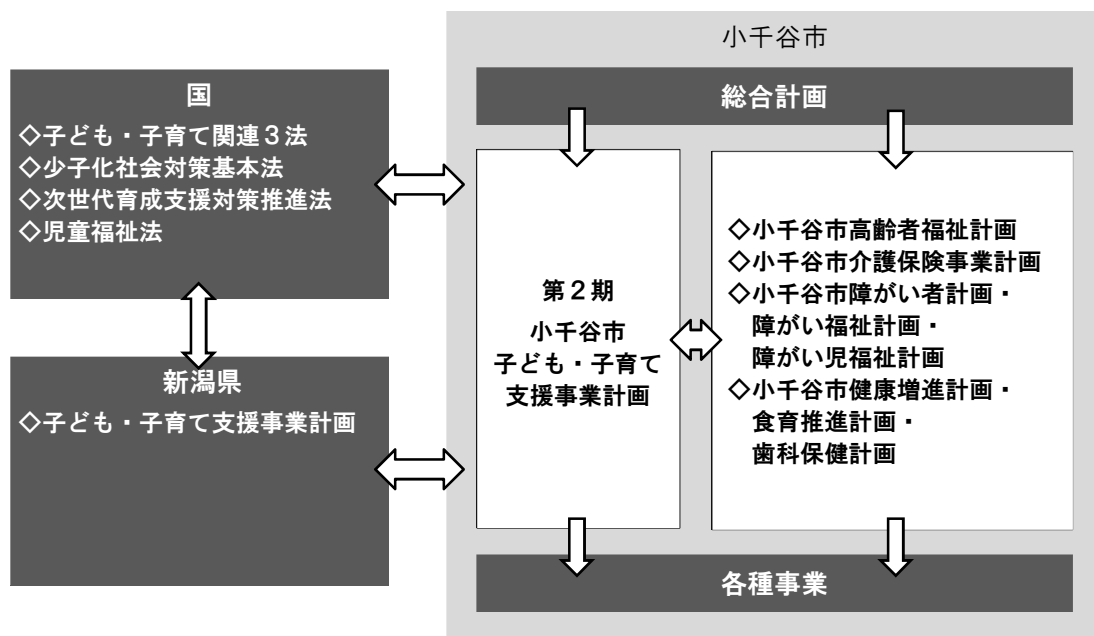
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本市が第1期計画において取り組んできた「小千谷市次世代育成支援行動計画」の考え方や成果を本計画に継承します。

3 他計画との関係

本計画は、本市全体の子育て支援を総合的に進めるため、上位計画である「小千谷市総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合、連携を図り推進するものとします。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間として策定しました。また、社会情勢等に変化があった場合には、それに対応できる計画として修正します。

■ 計画期間

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小千谷市子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期 小千谷市子ども・子育て支援事業計画				

5 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月改正	一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引上げ、その拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てること等について改正
令和元年5月改正	総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児教育・保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設すること等について改正

《主な改正内容》

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までの全ての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外保育施設等の費用を無償化する。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底する。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら

広域での待機児童解消を目指す。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、子育て支援法に基づく基本指針に以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用想定数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月	児童福祉法の改正 ⇒子育て世代包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等について改正
平成30年7月	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」決定 ⇒児童虐待による痛ましい事件を防ぐため、全ての子が地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応等、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととされる

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制については、「第1期計画」策定時に設置した本市の関係団体代表などから構成される「小千谷市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方やニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わる意向を把握するため、平成31年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスのニーズ量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階において、パブリックコメントを行い、住民からの計画に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察し、可能な限り市民の意見を計画書に反映するように努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、市民の意向に対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受け、調整を図りました。

子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題

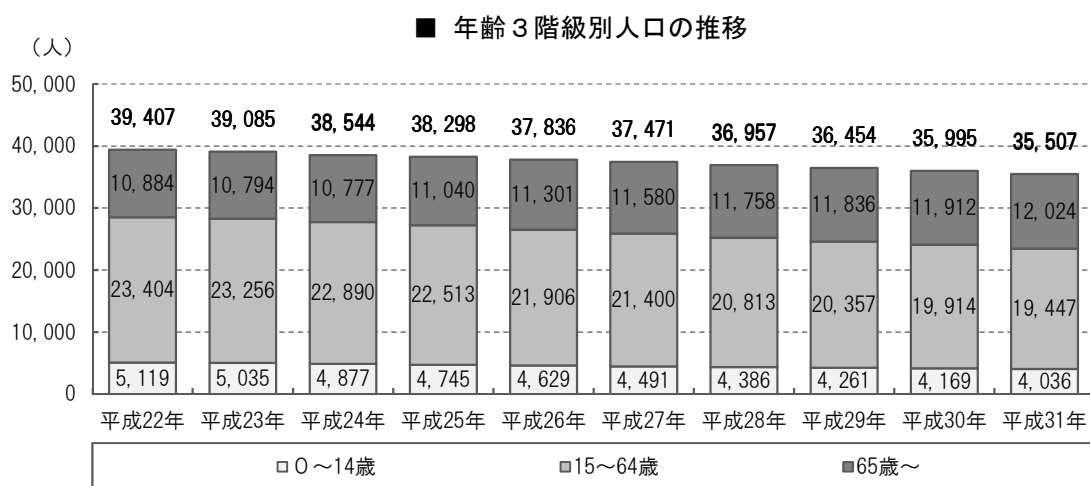


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

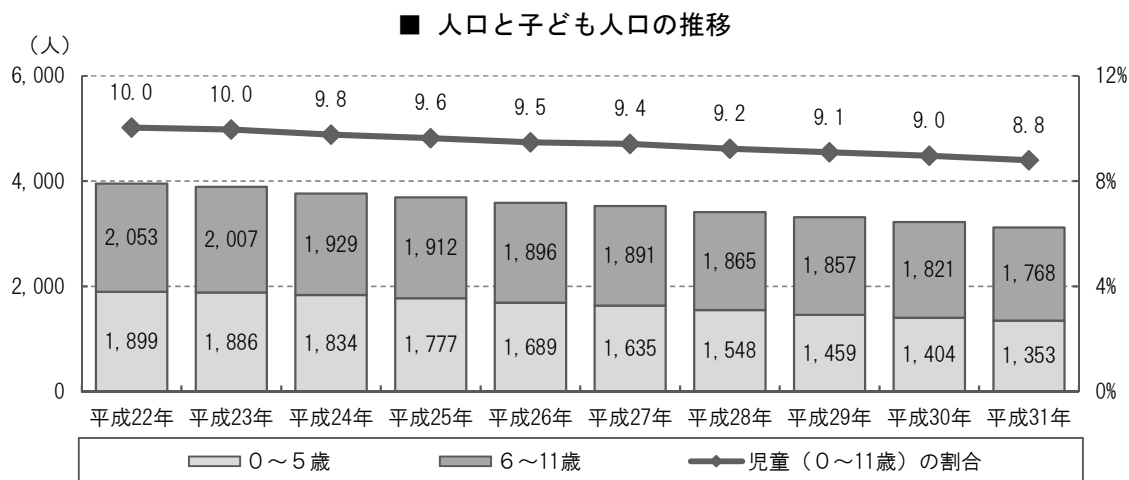
(1) 人口と子ども人口の推移

本市の総人口は、平成22年の39,407人から9.9%減少し平成31年では35,507人となっています。年齢3階級別人口の増減では、年少人口（0～14歳）は21.2%減少、生産年齢人口（15～64歳）は16.9%減少、老年人口（65歳以上）は10.5%増加しており、少子高齢化が進展しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

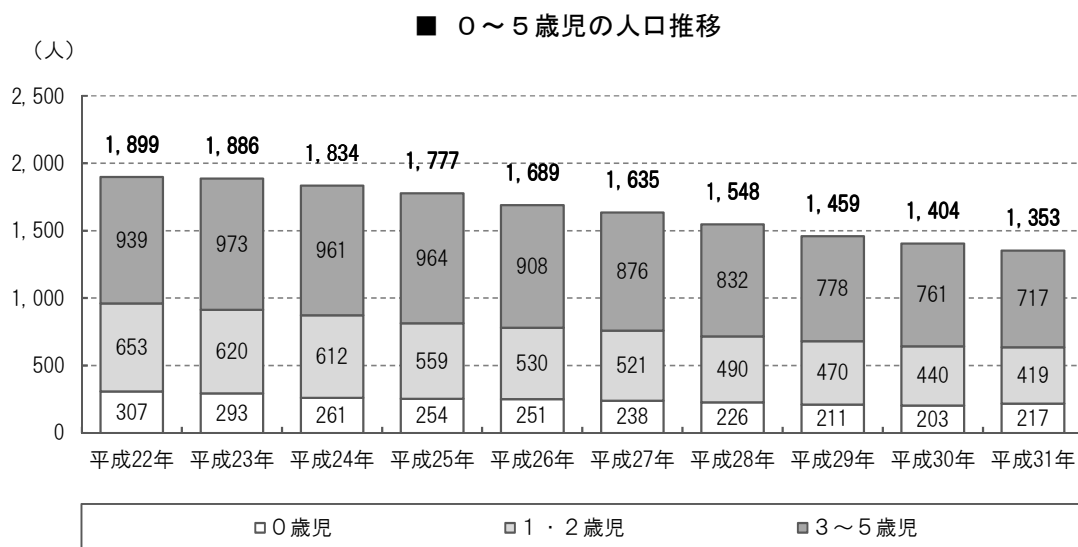
本市の子ども人口は、0～5歳・6～11歳ともに減少し続けています。平成31年の総人口に占める児童（0～11歳）の割合は8.8%であり、平成22年から1.2ポイント減少しています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

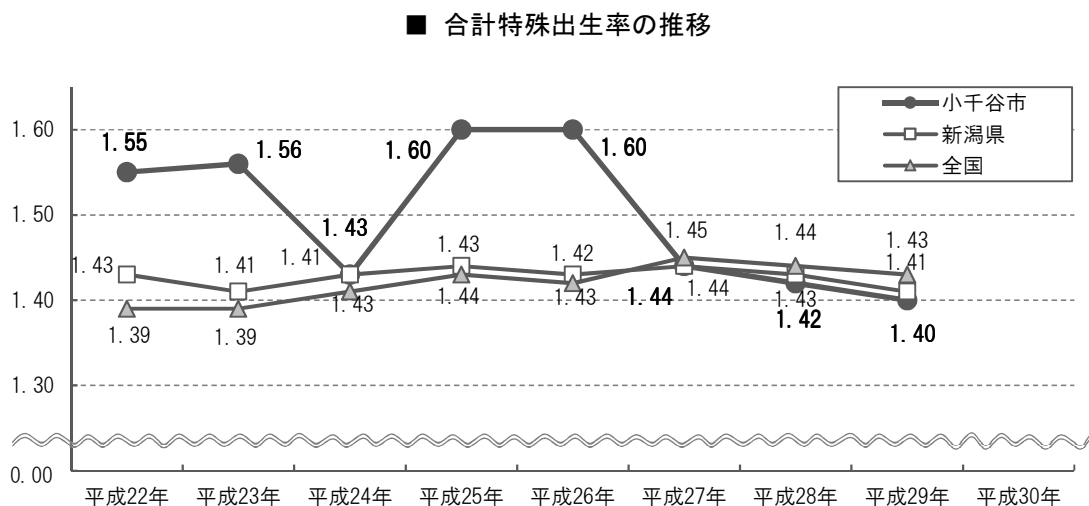
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

本市の0歳児人口、1・2歳児人口、3～5歳児人口は減少傾向にあるものの、平成30年から平成31年では、0歳児人口が若干回復しています。



(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増減はあるものの、平成26年までは全国・県平均を上回っていましたが、近年では下回っており、平成29年は1.40となっています。

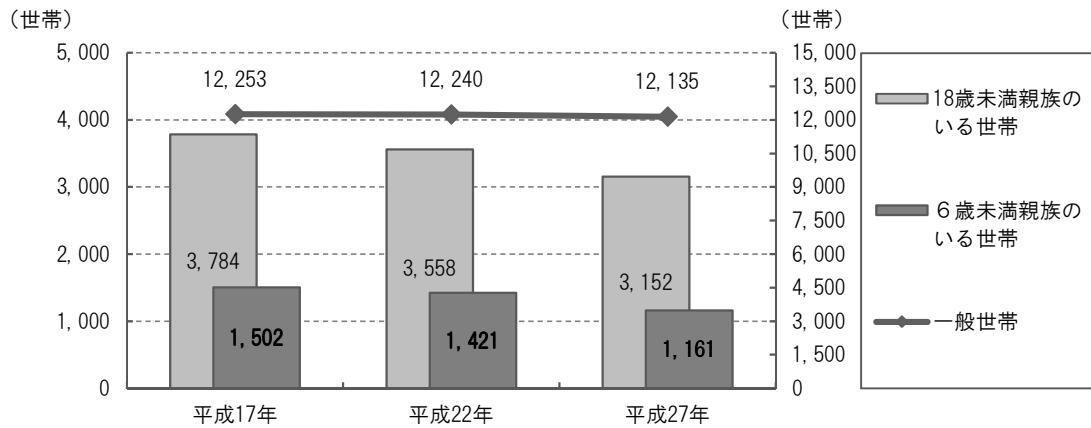


2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

世帯の推移をみると、全体の世帯数は10年間でほぼ横ばいなのに対して、6歳未満親族のいる世帯と18歳未満親族のいる世帯数は急激に減少しています。

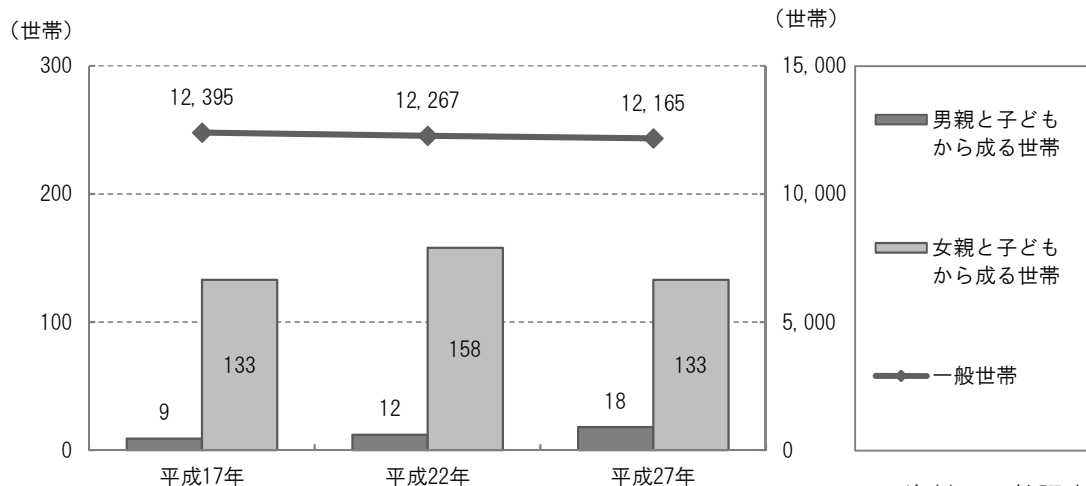
■ 子育て世帯（18歳未満の親族がいる世帯）の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯は増加、女親と子どもから成る世帯は130~150世帯台で推移しています。

■ ひとり親世帯の推移



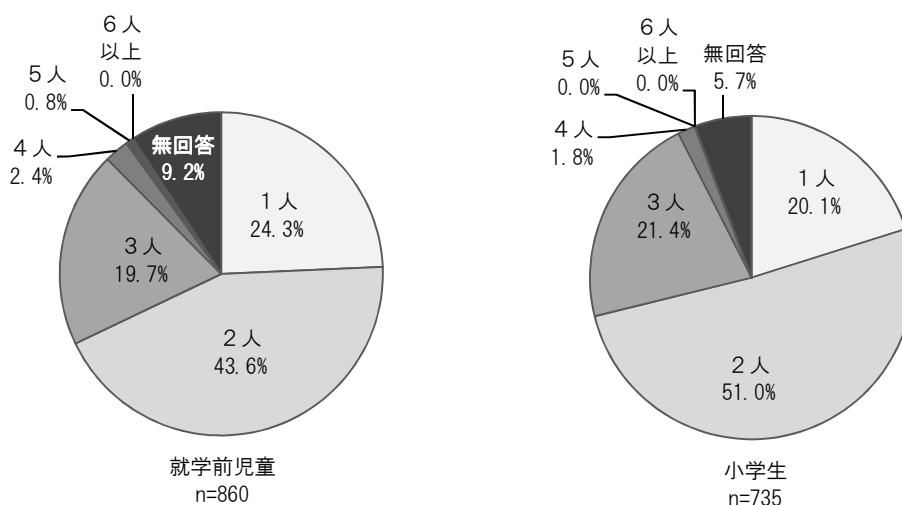
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

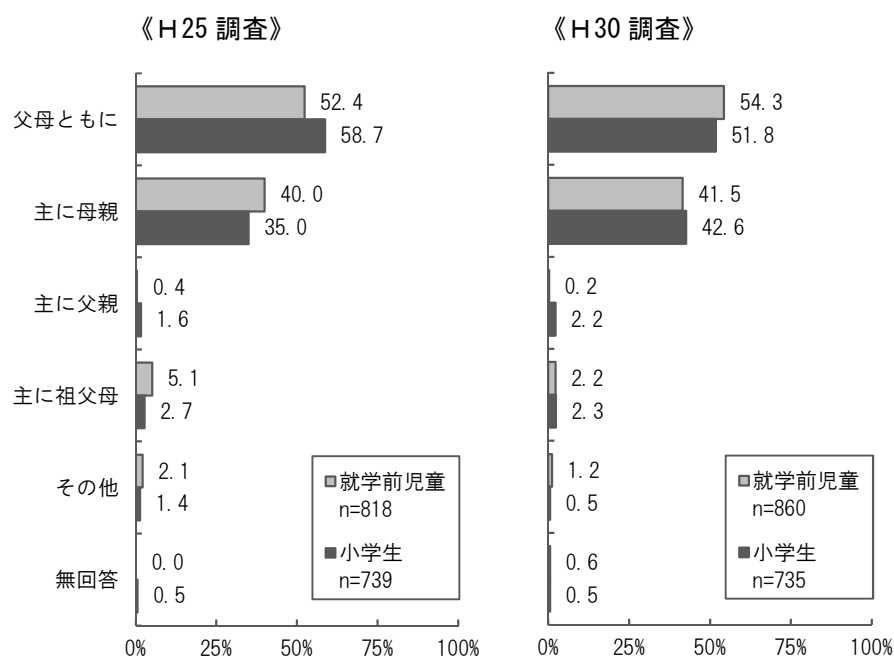
子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の調査では「2人」(43.6%)が最も多く、次いで「1人」(24.3%)、「3人」(19.7%)となっており、小学生の調査では「2人」(51.0%)が最も多く、次いで「3人」(21.4%)、「1人」(20.1%)となっています。

また、主な保育者の状況をみると、就学前児童・小学生の調査いずれも「父母ともに」「主に母親」で9割以上を占めています。

■ 子育て世帯の子ども人数



■ 主な保育者の状況

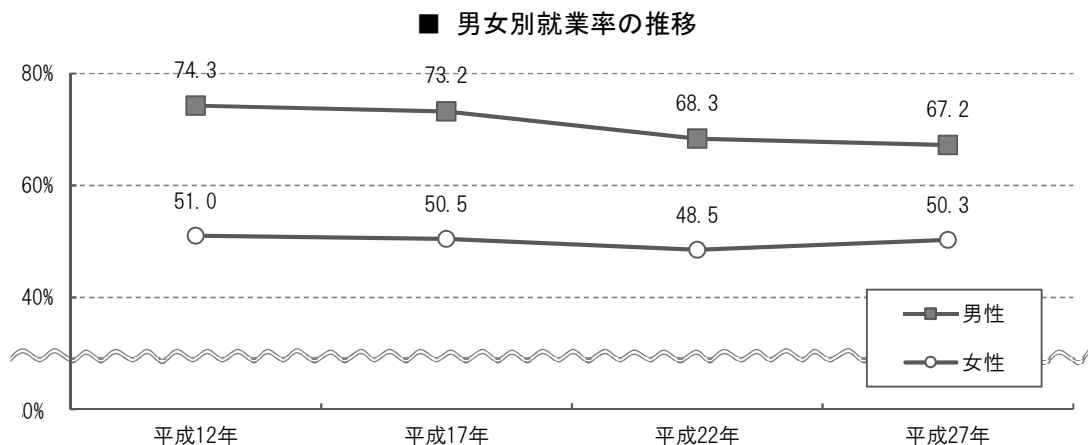


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 本市の就業率の推移

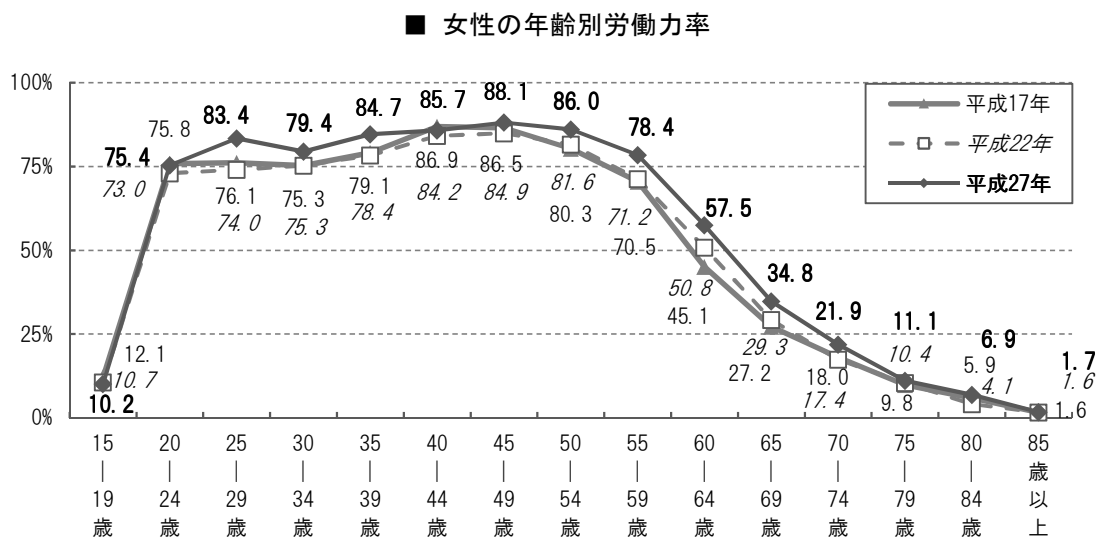
本市の15歳以上の就業率をみると、男性は平成12年から平成27年にかけて低下し、女性は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成17年と平成22年をみても本市では緩やかなカーブとなっています。

さらに、平成27年では30～34歳でやや低くなるものの、通常低くなる35～39歳では84.7%と高く、育児期間も働く傾向がうかがえます。

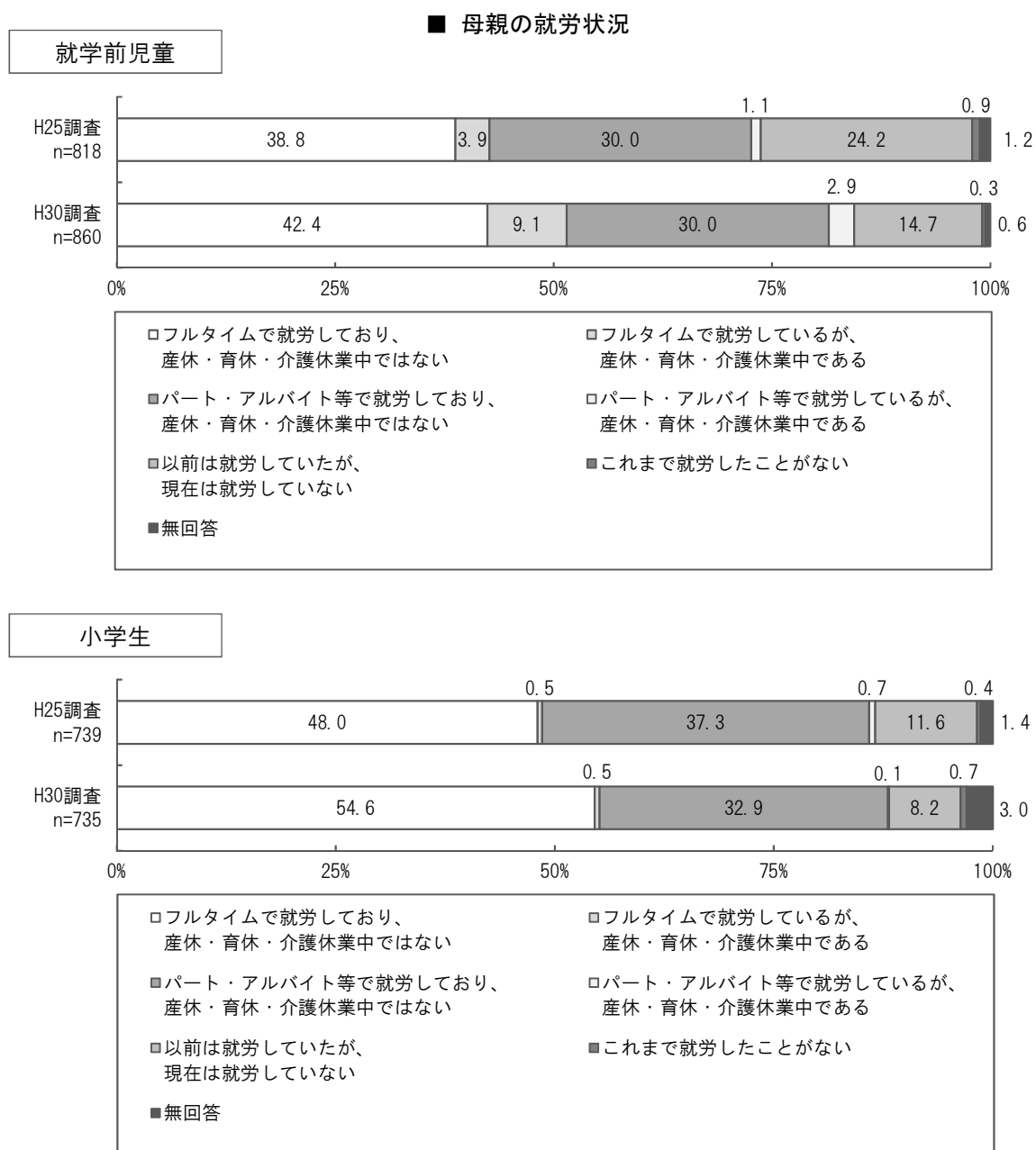


資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた割合は、就学前児童で84.4%、小学生で88.1%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で12.0%、小学生では0.6%となっています。

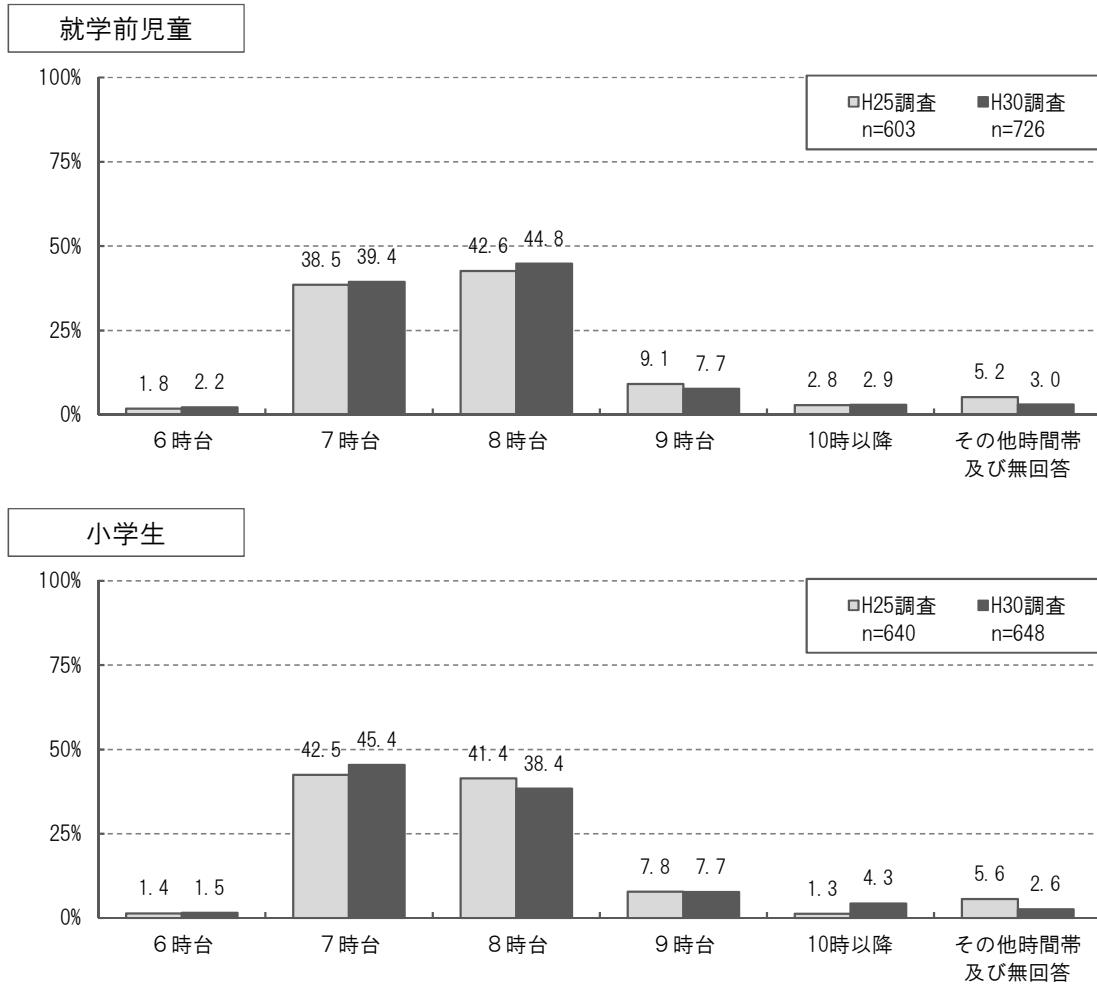
前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では10.6ポイント、小学生では1.6ポイント高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童で「8時台」(44.8%)、小学生で「7時台」(45.4%)が最も高くなっており、前回調査結果から変化は見られませんでした。

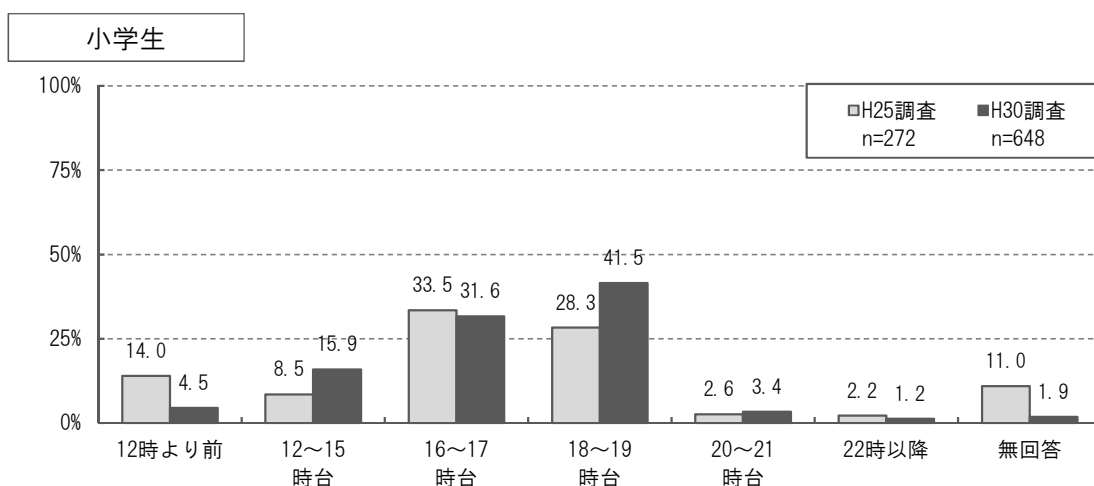
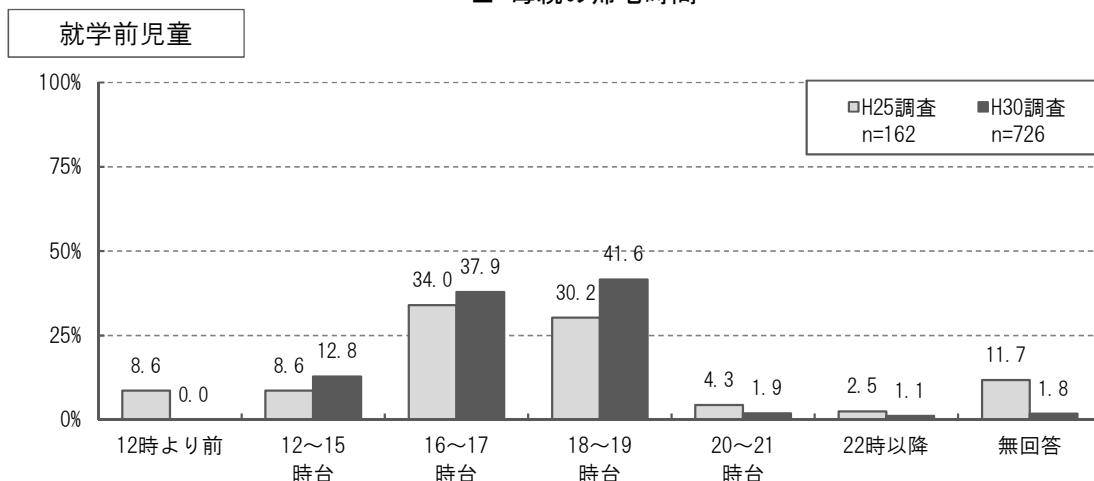
■ 母親の出勤時間（1日当たり）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「18～19時台」（41.6%・41.5%）が最も高くなっており、前回調査で最も高かった「16～17時台」（34.0%・33.5%）を逆転しています。

■ 母親の帰宅時間

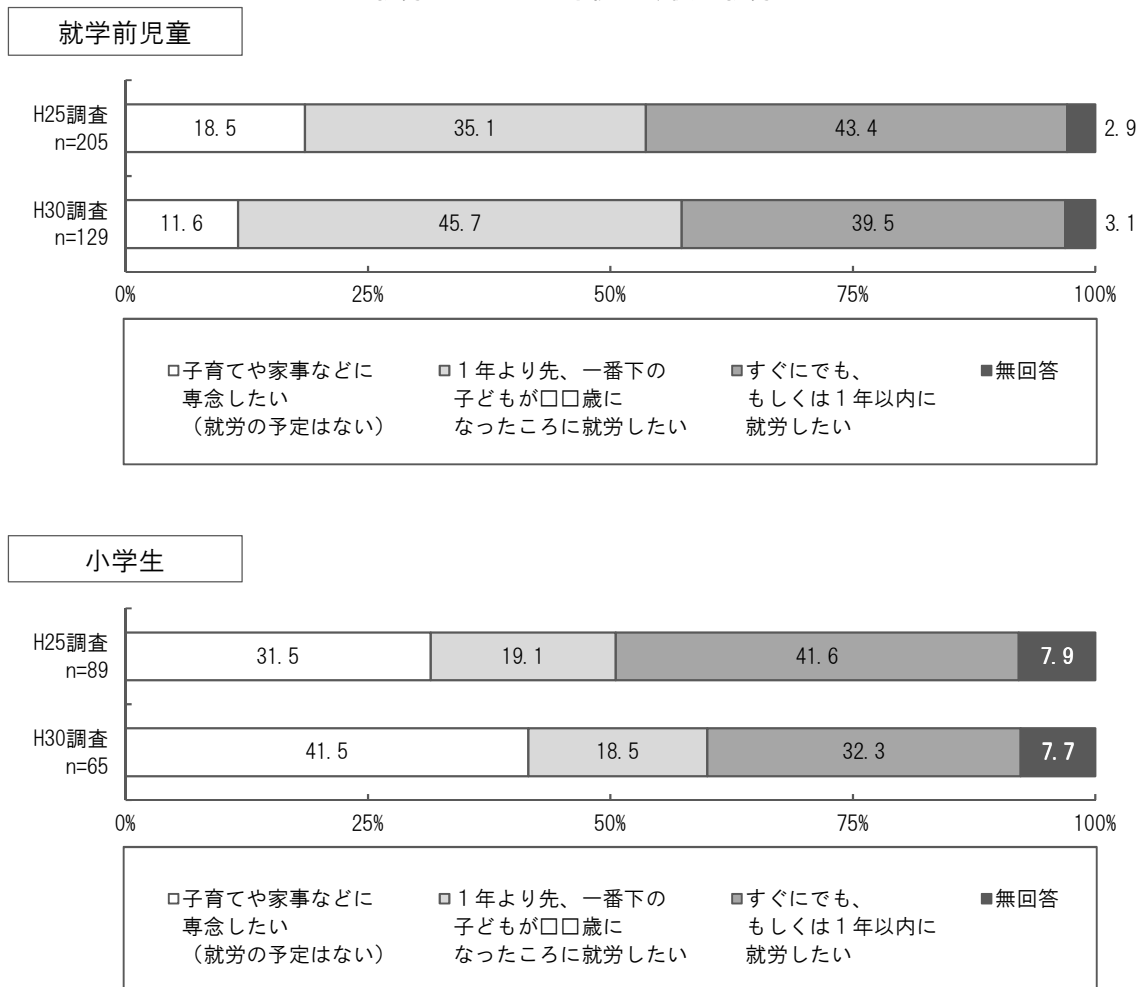


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在は就労していないが、今後は就労希望がある就学前児童の母親は85.2%で、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が45.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が39.5%となっており、前回調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」割合は6.9ポイント減少しています。

また、就労希望がある小学生の母親は50.8%で、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が18.5%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.3%となっており、前回調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」割合は10.0ポイント増加しています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

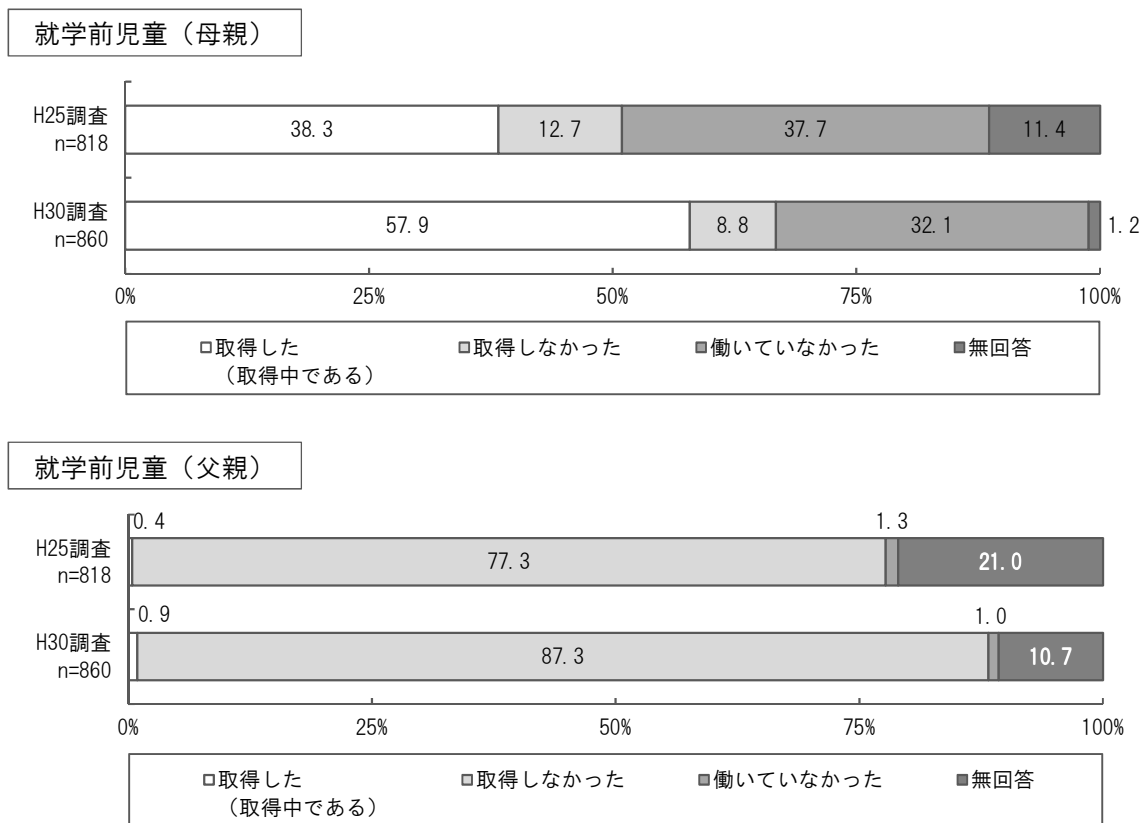


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は57.9%、父親は0.9%となっています。前回調査と比較すると、母親は19.6ポイント、父親は0.5ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



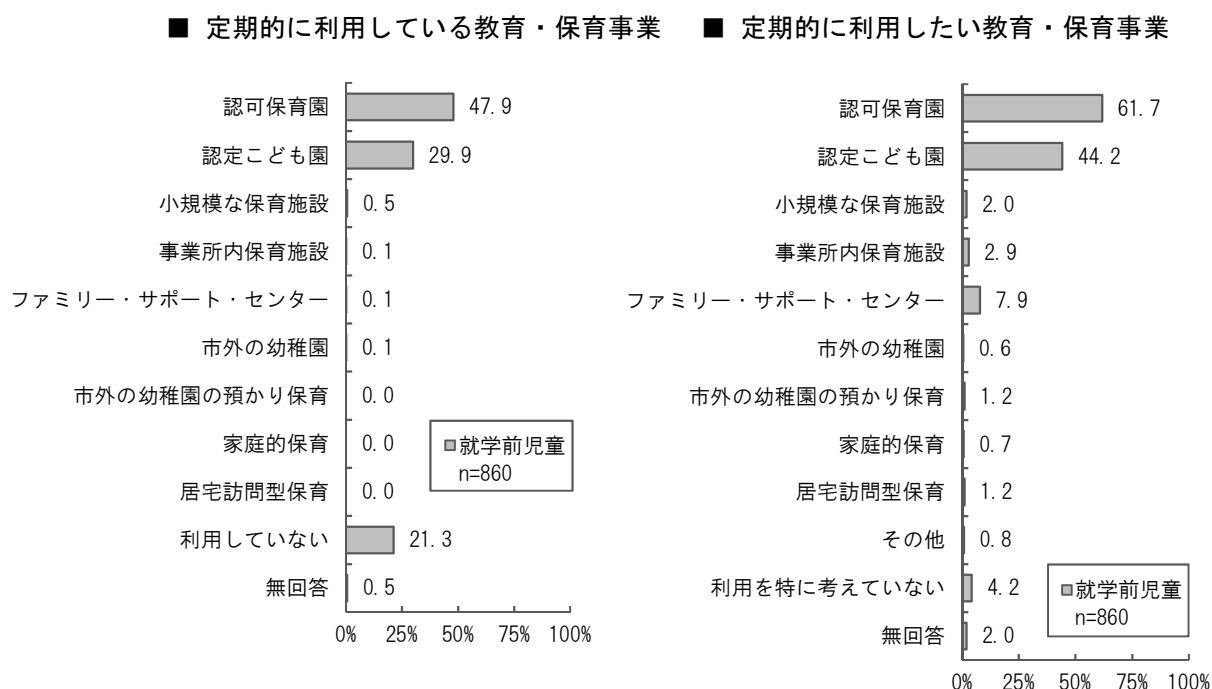
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子ども子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「認可保育園」が47.9%、「認定こども園」が29.9%で、「利用していない」が21.3%となっています。

利用希望では「認可保育園」(61.7%)は13.8ポイント、「認定こども園」(44.2%)は14.3ポイント現状より高くなっています。

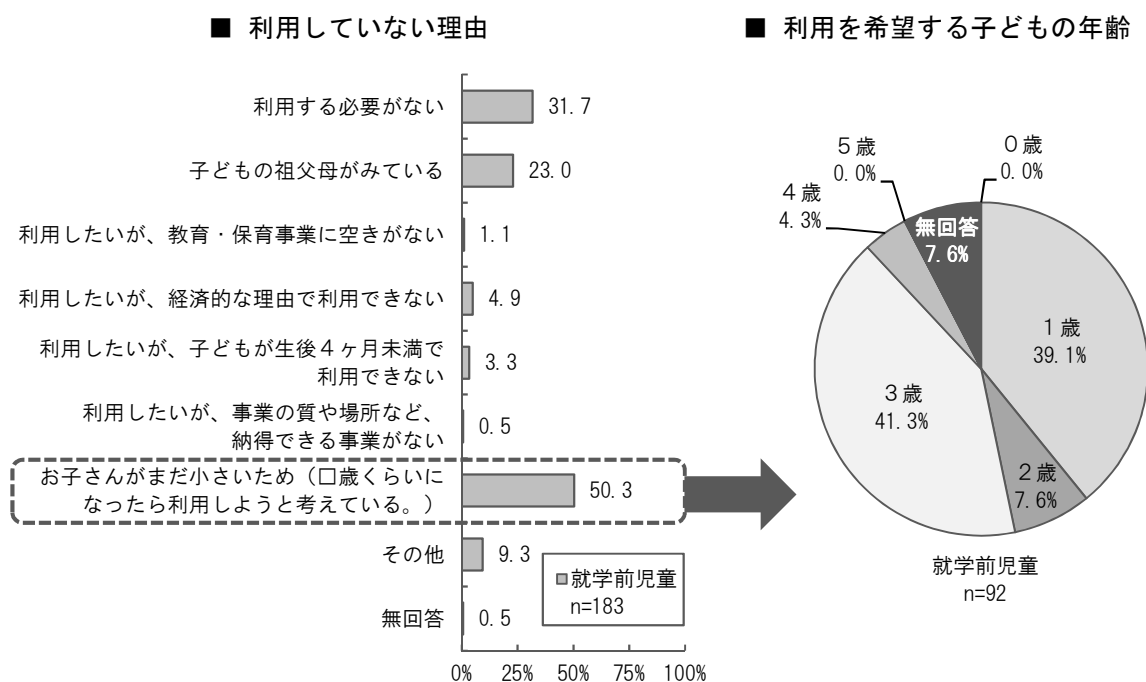


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の未利用理由と利用を希望する子どもの年齢

平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由をみると、「お子さんがまだ小さいため（□歳くらいになったら利用しようと考えている。）」（50.3%）が最も高く、次いで「利用する必要がない」（31.7%）、「子どもの祖父母がみている」（23.0%）となっています。

「お子さんがまだ小さいため（□歳くらいになったら利用しようと考えている。）」と回答した方が、教育・保育事業の利用を希望する子どもの年齢は、「3歳」（41.3%）と「1歳」（39.1%）が高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 調査結果からみた課題等

結果1 祖父母から子育てに関する支援を受けていない保護者は、 就学前児童で9.4%、小学生で16.2%

祖父母等の親族から支援を受けられない孤立した育児環境の可能性のある家庭に対し、個々のニーズに即した子育て支援の手を差し伸べるとともに、子育てに関する協力者がいる家庭に対しても、より安心して育児できる環境へ改善していく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆妊婦健康診査・乳幼児全戸訪問等を受けない妊産婦等の状況把握
- ◆各種相談事業・窓口等における“気軽な相談受付”の周知
- ◆ひとり親家庭等との接触機会における相談受付や支援につなげる取り組み
- ◆民生委員・児童委員等との情報連携
- ◆ネウボラ（妊娠出産期から学童期まで切れ目ない支援と助言を行う）制度の導入と切れ目ない支援及びワンストップ体制の確立
- ◆子育て世代包括支援センターの設置

結果2 母親の就労率は、就学前児童で84.4%・小学生で88.1% 母親が育児を担う割合は、就学前児童で74.1%・小学生で68.0%

就労する母親にかかる育児の負担を軽減するため、父親の子育てに対する意識改革や育児協力の促進につながるワーク・ライフ・バランスの取組を進める必要があります。また、子育て世帯における父母の就労状況を考慮した、定期的な教育・保育事業の利用時間帯や、土曜日や日曜日など休日にも預けられる支援体制など、子育て世帯の様々なニーズに即した事業内容の検討が必要です。



【施策の検討事項】

- ◆企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆土曜日や日曜日などの休日保育ニーズの把握
- ◆ファミリー・サポート・センター事業の広報・周知

結果3 定期的な教育・保育事業を利用していない就学前児童は21.3%

利用希望があるが利用できない子育て世帯のための経済的支援や利用条件の見直しなど、教育・保育事業の利用につなげるための検討が必要です。



【施策の検討事項】

- ◆未満児保育の拡充（保育利用率の全国平均では、0歳児は約2割、1～2歳児は約6割、3～5歳児は約10割であり、小千谷市は未満児の保育利用率は他自治体と比較した場合高い傾向がある）
- ◆園ごとの利用ニーズの把握と対応
- ◆教育・保育の無償化に伴う保護者の教育・保育ニーズの変化への対応
- ◆教育・保育の無償化を含めた経済的な負担軽減
- ◆平日の定期的な教育・保育事業以外のニーズへの対応検討

結果4 「認可保育園」「認定こども園」の利用実態と利用希望の差は14^{ポイント}前後

保護者のニーズに対応できるよう、「認可保育園」「認定こども園」に関する事業の量のバランスや今後の見込量の検討が必要です。



【施策の検討事項】

- ◆未満児保育の拡充に伴う保育士等の確保
- ◆少子化や施設の老朽化を踏まえた次期計画期間における保育施設等の再編の検討

結果5 「学童保育（学童クラブ）」の利用希望は、 就学前児童は低学年時期40.3%・高学年時期23.0% 小学生（小学校低学年のみ）は低学年時期29.9%・高学年時期13.4%

子どもの放課後の安全な過ごし方という点で、「学童保育（学童クラブ）」は一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。さらに、子どもの年齢が上がるにつれ変化する保護者のニーズに対応しながら、子どもの居場所づくりに努める必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆学区区ごとのニーズに即した定員拡充や新規クラブの設置の検討
- ◆指導員確保や人材育成
- ◆高学年の利用ニーズの把握

結果6 就労者における育児休業の取得または取得中の割合は、 母親が85.3%、父親が0.9%

父親の育児休業取得率を向上させるため、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、認可保育園・認定こども園等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できるように保育の受け皿を確保していく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆今後の未満児保育ニーズの把握・対応
- ◆未満児保育の拡充に伴う保育士等の確保

結果7 子育てが楽しいと感じる保護者は、就学前児童で85.1%・小学生で76.8% 子育てについての不安や悩みは、「子どものしつけ」「子どもの性格や行動」 相談相手は、「配偶者・パートナー」

子育ての不安や悩みを少しでも解消するため、保護者のニーズに応じた情報提供やサービスの提供体制の強化を図る必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆各種相談事業・窓口等における“気軽な相談受付”の周知
- ◆ネウボラ（妊娠出産期から学童期まで切れ目ない支援と助言を行う）制度の導入と切れ目ない支援及びワンストップ体制の確立
- ◆子育て世代包括支援センターの設置等
- ◆情報発信媒体の検討（広報誌等の紙媒体、子育てガイドブック等の紙媒体、メール・HP・SNS、口コミ等）

結果8 就学前児童・小学生ともに、実際に持つ予定の子どもの人数は理想より少ない

子育てや教育にかかる経済的負担感を軽減するため、支援事業の見直しや改善を図るなど、実際に持つ子どもの人数を理想とする人数に近づけるための取組を検討する必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆教育・保育の無償化を含めた経済的な負担軽減

結果9 子育て（教育を含む）に関する情報の入手先は、就学前児童・小学生保護者ともに「友人・知人、隣近所の人」「親族（親、兄弟姉妹など）」が多い

“人”から得る情報に加え、スマートフォンの普及により、今後さらに多様化する入手先を踏まえ、様々な媒体を通じた情報提供を検討するとともに、提供する情報の内容についても充実を図る必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆ニューボラ（妊娠出産期から学童期まで切れ目ない支援と助言を行う）制度の導入と切れ目ない支援及びワンストップ体制の確立
- ◆子育て世代包括支援センターの設置等
- ◆情報発信媒体の検討（広報誌等の紙媒体、子育てガイドブック等の紙媒体、メール・HP・SNS、口コミ等）

結果10 市や地域による子育て環境の充実に必要な支援は、「子連れでも出かけやすく、楽しめる機会と場所の充実」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備」で高い

子連れでも出かけやすく、楽しめる機会と場所の提供や充実に向け、環境整備等を検討する必要があります。また、安心して子育てができるよう医療体制の充実を推進していく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆公園や子どもの遊び場、親子で楽しめる機会・場所の充実
- ◆安心してかかれる小児医療体制の充実

結果11 小千谷市のサービスを「利用したい」就学前児童保護者は1～2割台、小学生保護者は1割未満

利用率向上のためには、子育て世帯の様々な意見やニーズを反映しながら、現在実施している子育て支援の事業内容の見直しによる改善を図るとともに、各種事業の周知や普及にむけた取組みを行う必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆市の実施施策・事業の周知

6 現行施策・事業の実施状況について

小千谷市では、子ども・子育て支援事業の推進のため、次世代育成支援行動計画事業である50事業を第1期計画において引続き実施してきました。

各事業の第1期計画期間の実施状況について、現状分析・課題整理を行った結果は以下のとおりです。

■ 第1期計画における施策の現状分析・課題整理

No	施策名	ライフステージ			現状分析・課題等	主な所管
		妊娠・ 出産期	子育て・ 乳幼児期	子育て・ 学童期		
1	妊産婦新生児訪問指導事業	○	—	—	訪問に結びつかない世帯がある。どのように訪問につなげるかが課題。	健康未来 こども課
2	うぶごえ教室	○	—	—	就労している妊婦のために土曜日開催した。妊婦が減少していることも参加者の減少の理由と考えられる。	健康未来 こども課
3	小千谷市特定不妊治療費助成事業	○	—	—	事業のさらなる周知が必要。	健康未来 こども課
4	ベビー・ファースト運動	○	—	—	近年新設が少ない状況。マタニティマークの周知、マタニティ優先駐車場設置協力企業の拡大が必要。	健康未来 こども課
5	学童思春期保健連絡会連携事業	—	○	○	各種アンケートや継続実施し、実態把握の上、子どもたちの生活習慣向上のため各機関と連携が必要。	健康未来 こども課
6	むし歯予防教室	—	○	—	施設実施率100%を達成できた。	健康未来 こども課
7	フッ化物洗口事業	—	○	○	事故なく、安全に実施できた。	健康未来 こども課
8	乳幼児健康診査事業・ 幼児歯科検診	—	○	—	未受診者の状況を把握し、家庭訪問や関係機関と連携をとりながら支援をする必要がある。	健康未来 こども課
9	予防接種事業	—	○	○	未接種者への対策が必要。	健康未来 こども課
10	保健師訪問指導・相談事業	○	○	○	健診未受診者等必要に応じて訪問活動を行った。切れ目ない支援のため関係機関との連携が必要。	健康未来 こども課
11	児童虐待・DV防止ネットワーク事業	—	○	○	毎年代表者会議や児童虐待防止研修会を開催することにより、小千谷市子どもを守る地域連絡会周知や関係機関の連携強化につながった。今後も虐待防止のため、さらなる関係機関の連携や体制強化が必要。	健康未来 こども課
12	保育サポーター派遣事業	—	○	—	利用希望に対し、適切な人数の保育サポーターを派遣できた。講演主催の担当課と協力し事業のさらなる周知が必要。	健康未来 こども課
13	子育てサークル支援	—	○	○	公共施設の無料開放など、サークル活動の支援を行った。サークル登録のメリットをPRするなど周知が必要。	健康未来 こども課

No	施策名	ライフステージ			現状分析・課題等	主な所管
		妊娠・ 出産期	子育て・ 乳幼児期	子育て・ 学童期		
14	すこやか子育て教室	—	○	—	各コースにおいて年齢に応じた内容の充実を図った。親子が参加しやすいような教室の内容の検討や周知が必要。	健康未来 こども課
15	子ども医療費助成	—	○	○	助成対象者をH30.7月から高校生卒業年齢まで拡充した。	健康未来 こども課
16	就学援助事業	—	—	○	認定基準により援助を行った。	学校教育課
17	未満児保育促進事業	—	○	—	市内の幼稚園が全て認定こども園へ移行したことにより事業終了。	健康未来 こども課
18	保育園等通園費補助事業	—	○	—	補助要綱に基づき通園距離に応じて補助を行った。	健康未来 こども課
19	乳児保育事業	—	○	—	幼稚園の認定こども園化等により、未満児の保育ニーズに対応を行った。乳児保育ニーズの高まりに伴う保育士の確保が課題。	健康未来 こども課
20	児童扶養手当支給事業	—	○	○	住民異動時に窓口に出向き聞き取りをしながら対象者に制度説明を行うことで必要な手続き・手当支給につなげることができた。	健康未来 こども課
21	児童手当支給事業	—	○	○	住民異動があるときに窓口に出向き手続きを行うことで市民にとってスムーズな手続きができた。	健康未来 こども課
22	特別児童扶養手当	—	○	○	関係機関との連携を強化し、制度について周知を図った。	福祉課
23	障害児福祉手当	—	○	○	関係機関との連携を強化し、制度について周知を図った。	福祉課
24	療育事業（プレイ教室）	—	○	○	個々の成長、障がいに対応できるよう事業を実施した。	健康未来 こども課
25	障がい児保育事業	—	○	—	保育士の加配、保育士の研修実施により充実を図った。	健康未来 こども課
26	ひとり親家庭等医療費助成	—	○	○	住民異動時に窓口に出向き聞き取りをしながら対象者に制度説明を行うことで必要な手続き・助成につなげることができた。	健康未来 こども課
27	児童補装具交付及び修理の扶助	—	○	○	個々の成長、障がいに対応できるよう事業を実施した。	福祉課
28	軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	—	○	○	個々の成長、障がいに対応できるよう事業を実施した。	福祉課
29	世代間交流事業（高齢者学級）	—	○	○	例年、定期的に実施されているが、様々な世代が関われる交流活動が必要。	生涯学習課
30	学校支援地域本部事業	—	—	○	コーディネーターの育成が必要。	生涯学習課
31	放課後子ども教室推進事業	—	—	○	継続的なボランティアの募集が必要。また、子どものアレルギーやおう吐時の対応等の研修が必要。	生涯学習課
32	子ども農村交流プロジェクトモデル事業	—	—	○	高齢化による受入家庭の減少が課題。	観光交流課
33	教育相談員配置	—	—	○	長期欠席や問題行動のもとにある個の特性を家族や学校に理解してもらう必要がある。	学校教育課
34	適応指導教室開設	—	—	○	関係機関との情報共有と役割分担（通級生への指導だけでなく、家庭・家族をまきこんだ支援）が必要。	学校教育課
35	地域子育て交流事業	—	○	○	未入園時お招き会を実施。園の行事への地域住民参加について周知を図った。	健康未来 こども課

No	施策名	ライフステージ			現状分析・課題等	主な所管
		妊娠・ 出産期	子育て・ 乳幼児期	子育て・ 学童期		
36	地域の見守り事業	—	○	○	補導員の巡回時に、非行防止だけでなく環境浄化につながる声かけが必要。	青少年育成センター
37	わんパーク相談事業	○	○	○	子育てなんでも相談については参加人数が少ないため、広報などによるPRを行った。継続して保護者が相談しやすい環境づくりに努める。	健康未来こども課
38	青少年育成センター相談事業	—	○	○	義務教育終了後の青少年の相談場所について、周知方法の検討が必要。	青少年育成センター
39	民生委員児童委員・主任児童委員による相談・支援活動	—	○	○	小中学校との連携(情報開示等)、親に対する民生委員制度の周知啓発が課題。	福祉課
40	家庭児童相談員配置	—	○	○	関係機関との連携するなど療育相談等の対応充実を図った。	健康未来こども課
41	児童安全相談員配置	○	○	○	関係機関との連絡調整等により、児童虐待対応の連携強化を図った。	健康未来こども課
42	児童遊園整備事業	—	○	○	申請に対し適切に補助金を交付した。	健康未来こども課
43	子どもの遊び場作り支援事業	—	—	○	総合体育館内に子どもの遊び場を2か所設置済み。今後も維持管理を継続していくが、利用物品の入替や衛生管理などが課題。	生涯学習課
44	交通安全思想の普及徹底	—	○	○	園児・児童・生徒の交通事故を防ぐため、交通安全教室を指導内容の充実を図りながら実施し、交通事故発生を抑止につなげるよう努めた。 園児・児童が減少傾向にあるため、回数の増加は難しいが、よりきめ細かい指導を心掛けていく必要がある。	市民生活課
45	安全教育の推進	—	○	○	不審者に対する防犯対策、地震等自然災害を考慮した施設の安全対策を行った。	健康未来こども課 学校教育課
46	防犯運動の推進	—	○	○	連合会への助成等により地域の防犯事業の補助を行うことで、防犯運動の推進を図った。	市民生活課
47	子ども110番の家の増加・周知	—	○	○	平成30年度防犯に関する通学路点検の際に併せて調査をしたが、定期的に調査を行っておらず、その間の増減については把握できていない状況である。	学校教育課
48	メール配信・相談事業	○	○	○	子育てに関する情報の配信を行った。周知を図ったが、登録件数の大幅増とならなかった。メールでの配信事業は平成30年度をもって終了とする。	健康未来こども課
49	人口問題対策プロジェクト	○	○	○	平成27年度をもって事業終了。	企画政策課
50	健やかに生み育てる環境づくり	○	○	○	健康目標の項目によって、改善が図れたものもあったが、今後も継続して健康に係る啓発や働きかけが必要。	健康未来こども課

7 施策の実施状況に関する現状と課題

結果1 「メール配信・相談事業」等の情報発信・周知等のあり方

スマートフォンの普及により、情報の入手先は“人”“窓口”“紙媒体”以外に、WebページやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、アプリ等のネットワーク上からの入手が増えてきている中で、保護者がそれらのサービスを利用する目的も多様化してきています。IT技術を活用したサービスは、単に情報を発信・周知する役割以外に、写真・動画の保存機能が付与された記録メディアとしての役割や、日記・SNS等による同じ子育て世代との交流の場としての役割等も担えるようになったことから、周知を図ったものの登録件数が伸び悩んだ理由が何なのかを把握し、保護者のニーズに即した情報発信方法や付加機能の検討も必要となります。

一方で、保護者目線で使い勝手の良いアプリ等の開発には初期費用やメンテナンス等のコストもかかることから、「子育てに関する情報発信」については、誰に対して何を行うことを目的とするのかについても検討が必要となります。



【施策の検討事項】

- ◆情報発信媒体の検討（広報誌・子育てガイドブック等の紙媒体、メール・ホームページ・SNS等）

結果2 保育士等の子育てサービス等に携わる人材の確保

未満児保育のニーズの高まりは全国的な傾向であり、待機児童が発生していない自治体においても保育士等の人材の確保が課題の一つとなっています。現状、小千谷市においては保育士の確保が一定程度なされているものの、保育士不足が深刻化している都市部を中心に保育士の処遇向上が図られており、自治体間や保育施設間で保育士の獲得競争が始まっている状況もあることから、人材不足に陥らないような人材確保・研修制度・処遇改善等を検討していく必要があります。

また、保育士以外の放課後児童クラブの支援員やその他の子育てサービス・事業等に携わるコーディネーター・ボランティア等の人材確保や養成も図っていく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆保育士等の人材確保・人材育成・処遇改善等の検討

結果3 保護者が求める「子ども遊び場や子連れで行ける場の充実」「安全・安心・防犯施策の充実」にマッチングした施策展開の必要性

施策評価では推進できたと評価している「遊び場・公園関連事業」「安全・安心・防犯関連事業」ですが、アンケート調査では、その施策の充実を望む回答が寄せられています。利用者としての保護者らの評価と事業実施側としての市の評価にギャップが生じているのか、あるいは保護者らの要望として「更に充実させてほしい」のか、その理由は明らかではありませんが、利用者の満足度を高める視点からすると、これらの結果に留意した施策のあり方や評価の手法の検討が必要とされます。

また、次世代育成支援行動計画の基本指針でも新たな追加記載項目（任意）として取り上げられている「登下校における防犯体制の確立」についても、現状実施している防犯体制で十分なのかを検証し、第2期計画に繋げていくことも必要とされます。



【施策の検討事項】

- ◆保育士等の人材確保・人材育成・処遇改善等の検討
- ◆公園や子どもの遊び場、親子で楽しめる機会・場所の充実
- ◆登下校における防犯実施体制の確認作業

結果4 現行計画で必ずしも対応しきれていない追加施策・事業等の充実の検討

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が実施されたため、経済的支援についてはさらなる充実が図られることとなりました。また「病児・病後児保育」についても施設整備を行ったことから、第2期計画では保護者から多く寄せられている要望に応えた施策展開となっています。

一方で、「医療的ケア児への対応」「児童虐待に関連する施策」「外国につながる児童への支援・配慮」等については、現行施策・事業の充実を検討する必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆医療的ケア児への対応や外国につながる児童への支援・配慮



第3章

計画の基本理念と基本目標等



第3章 計画の基本理念と基本目標等

1 計画の基本理念

本市では、すべての子どもたちが、保護者や地域の人々の愛情により育まれ、一人の人間として笑顔で日々成長する環境づくりを目指すとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、子どもの成長と子育てを行政や地域社会全体で支援することを念頭に、施策の方向性を定めています。

そのため、上位計画である総合計画の都市像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらに、子どもの健やかな育ちを、子育てを担う親や祖父母等の家族をはじめ、地域住民が支える地域社会づくりを目指し、

《基本理念》

～親子の笑顔 かがやくまち おぢや～

を基本理念とした、子ども・子育て支援の推進に取り組めます。

また、この計画を推進するために従来の次世代育成支援行動計画を継承し、子ども・子育て支援事業を展開します。

2 施策の体系図

第1期計画においては、子育て期間を「(ステージⅠ) 妊娠・出産期」「(ステージⅡ) 子育て・乳幼児期」「(ステージⅢ) 子育て・学童期」の3つに区分して施策を展開してきました。本計画においてもその趣旨を踏襲するとともに、3つのライフステージすべてにまたがる「子育て支援」と「定期的な教育・保育事業並びに地域子育て支援事業の量の見込みと確保策」を新たに基本施策として位置づけし、5つの基本施策により本計画を推進していきます。

《基本理念》

～親子の笑顔 かがやくまち おぢや～

《基本施策》

1 妊娠・出産期における
支援の充実

《事業名》

- (1) 妊産婦新生児訪問指導事業
- (2) うぶごえ教室
- (3) 特定不妊治療費助成事業
- (4) ベビー・ファースト運動
- (5) 産後ケア

2 乳幼児期における
支援の充実

- (1) 学童思春期保健連絡会連携事業
- (2) むし歯予防教室
- (3) フッ化物洗口事業
- (4) 乳幼児健康診査事業・幼児歯科検診
- (5) 予防接種事業
- (6) 保育サポーター派遣事業
- (7) 子育てサークル支援
- (8) すこやか子育て教室
- (9) 子ども医療費助成
- (10) 保育園等通園費補助事業
- (11) 乳児保育事業
- (12) 児童扶養手当支給事業
- (13) 児童手当支給事業
- (14) 特別児童扶養手当
- (15) 障害児福祉手当
- (16) 療育事業（プレイ教室）
- (17) 障がい児保育事業
- (18) ひとり親家庭等医療費助成
- (19) 児童補装具交付及び修理の扶助
- (20) 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業
- (21) 世代間交流事業（高齢者学級）
- (22) 地域子育て交流事業
- (23) 地域の見守り事業
- (24) 家庭児童相談員配置
- (25) 児童遊園整備事業
- (26) 子どもの遊び場作り支援事業
- (27) 交通安全思想の普及徹底
- (28) 安全教育の推進
- (29) 防犯運動の推進
- (30) 子ども110番の家の増加・周知
- (31) 幼児教育・保育の無償化

**3 学童期における
支援の充実**

- (1) 学童思春期保健連絡会連携事業【再掲】
- (2) フッ化物洗口事業【再掲】
- (3) 予防接種事業【再掲】
- (4) 子育てサークル支援【再掲】
- (5) 子ども医療費助成【再掲】
- (6) 就学援助事業
- (7) 児童扶養手当支給事業【再掲】
- (8) 児童手当支給事業【再掲】
- (9) 特別児童扶養手当【再掲】
- (10) 障害児福祉手当【再掲】
- (11) ひとり親家庭等医療費助成【再掲】
- (12) 児童補装具交付及び修理の扶助【再掲】
- (13) 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業【再掲】
- (14) 世代間交流事業（高齢者学級）【再掲】
- (15) 学校支援地域本部事業
- (16) 放課後子ども教室推進事業
- (17) 子ども農村交流プロジェクトモデル事業
- (18) 教育相談員配置
- (19) 適応指導教室開設
- (20) 地域の見守り事業【再掲】
- (21) 青少年育成センター相談事業
- (22) 家庭児童相談員配置【再掲】
- (23) 児童遊園整備事業【再掲】
- (24) 子どもの遊び場作り支援事業【再掲】
- (25) 交通安全思想の普及徹底【再掲】
- (26) 安全教育の推進【再掲】
- (27) 防犯運動の推進【再掲】
- (28) 子ども110番の家の増加・周知【再掲】
- (29) 中学生と赤ちゃんとのふれあい交流会
- (30) 子どもの学習・生活支援事業

4 子育て支援の充実

- (1) 子育て世代包括支援センターの設置
- (2) 児童虐待・DV防止ネットワーク事業
- (3) 民生委員・主任児童委員による相談・支援活動
- (4) 保健師訪問指導・相談事業
- (5) わんパーク相談事業
- (6) 児童安全相談員配置
- (7) LINEによる子育て情報発信
- (8) 健やかに生み育てる環境づくり

**5 教育・保育、地域子育て
支援事業の充実**